

準中型免許・普通免許

指定自動車教習所を卒業して、学科試験を受ける方

受験資格等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 18歳以上の方 ◎ 指定自動車教習所発行の卒業証明書をお持ちの方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。 <p style="color: red; font-size: small;">(注) 新たに運転免許を取得しようとする方で、過去に運転免許の取消処分を受けた方、拒否又は6か月を超える運転禁止処分を受けた方、運転免許が失効したため運転免許の取消処分を受けなかった方などは、受験前1年以内に取消処分者講習を受けていないと受験できません。 ※ 取消処分者講習については、運転免許センター講習係(018-824-5333)へお問合せください。</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	<p>月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。)</p> <p>午前8時30分～午前9時30分(午後の受付は、ありません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 受付後、3階の学科試験室へ → 午前9時30分～ 学科試験の説明、試験開始(試験時間50分間) → 午前11時10分頃 1階ホール液晶掲示板で合格発表 <li style="padding-left: 20px;">※ 時間の前後あり → 発表後 適性試験 → 午後1時頃～ 講習 → 午後2時30分頃 写真撮影 → 午後3時30分頃 免許証交付～終了予定 <li style="padding-left: 20px;">※ 時間の前後あり
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 1枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 卒業証明書(技能検定に合格した日から1年以内のもの) ※ 1年を経過した場合は、無効となります。 ○ 仮免許証 <li style="color: red; font-size: small;">仮免許の有効期限(6か月間)が切れている場合は、本籍(国籍)の記載された住民票及び本人確認のための書類が必要となります。(マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証などが本人確認のための書類となります。) ※ 有効な仮免許証をお持ちの方は、住民票などの提出は不要です。 ○ 運転免許証(原付免許又は小特免許をお持ちの方) ○ 取消処分者講習終了証明書(過去に運転免許の取消処分又は拒否処分などを受けた方)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。(持参する必要はありません。) ○ 仮免許証及び現有の運転免許証(原付免許又は小特免許をお持ちの方)は、新しい運転免許証と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。

区 分	準中型免許	普通免許
受験手数料	1,550円	1,750円
交付手数料	2,050円	2,050円
計	3,600円	3,800円

お問合せは
018-862-7570
 運転免許センター試験係まで

※ 免許センターに食堂はありません。昼食の準備をお願いします。